

屋 外 広 告 物 許 可 書

7八整ま広第 1138 号
令和8年(2026年)2月9日

申請者 住 所 東京都府中市晴見町2-22

氏 名 京王電鉄バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

八王子市長 初宿 和夫



令和8年(2026年)1月14日付で申請のあった屋外広告物については、八王子市屋外広告物
条例第21条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 屋外広告物の種類 車体利用広告(枠利用)
- 表示又は設置の場所 八王子市長沼町1304-3
- 表 示 内 容 高尾山 他
- 屋外広告物の数量 45枚
- 許 可 期 間 令和8年(2026年)4月1日 から 令和9年(2027年)3月31日 まで
住 所
- 屋外広告物の管理者 氏 名
資 格
- 許 可 条 件
 - 屋外広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - 汚染し、変色し、又は剥離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として(訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

屋 外 広 告 物 許 可 書

7八整ま広第 1142 号
令和8年(2026年)2月9日

申請者 住 所 東京都府中市晴見町2-22

氏 名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

八王子市長 初宿 和夫



令和8年(2026年)1月14日付で申請のあった屋外広告物については、八王子市屋外広告物
条例第21条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 屋外広告物の種類 車体利用広告(枠利用)
- 表示又は設置の場所 八王子市南大沢5-26-1
- 表 示 内 容 日進レンタカー 他
- 屋外広告物の数量 30枚
- 許 可 期 間 令和8年(2026年)4月1日 から 令和9年(2027年)3月31日 まで
住 所
- 屋外広告物の管理者 氏 名
資 格
- 許 可 条 件
 - 屋外広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - 汚染し、変色し、又は剥離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として(訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

屋 外 広 告 物 許 可 書

7八整ま広第 1141 号
令和8年(2026年)2月9日

申請者 住 所 東京都府中市晴見町2-22

氏 名 京王バス株式会社
代表取締役社長 宮坂 周治 様

八王子市長 初宿 和夫



令和8年(2026年)1月14日付で申請のあった屋外広告物については、八王子市屋外広告物
条例第21条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 屋外広告物の種類 車体利用広告(枠利用)
- 表示又は設置の場所 八王子市寺田町374-1
- 表 示 内 容 高尾山 他
- 屋外広告物の数量 15枚
- 許 可 期 間 令和8年(2026年)4月1日 から 令和9年(2027年)3月31日 まで
住 所
- 屋外広告物の管理者 氏 名
資 格
- 許 可 条 件
 - 屋外広告物の裏面及び側面又は掲出物件は、塗装その他の方法により美観を保持すること。
 - 蛍光塗料(蛍光フィルムを含む。)は、使用しないこと。
 - 破損、腐食等により公衆に対し危害を与えるおそれが生じたときは、直ちに補強すること。
 - 汚染し、変色し、又は剥離したときは、直ちに補修し、常に美観を保持すること。
 - 許可期間が満了したときは、直ちに除却すること。
 - 許可を取り消されたときは、直ちに除却すること。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として(訴訟において八王子市を代表する者は八王子市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。